様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　3月　　28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ほーく・ぷろしーど かぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ホーク・プロシード株式会社  （ふりがな）　おかむら　としひろ  （法人の場合）代表者の氏名　岡村　俊裕  住所　〒576-0053  大阪府交野市郡津2-11-7 Ⅰ-101  法人番号　9120001200041  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX 戦略について | | 公表日 | 2025年　　2月　　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  <https://www.hawk-proceed.com//files/libs/1228//202502281352383454.pdf>  p1 | | 記載内容抜粋 | 当社は「良いモノを、より安く、タイムリーに」という理念を掲げ、高品質・短納期・低コ ストで、お客様から仕入れ先様まで皆様から選ばれる会社であり続けるために、事業変革を 進めています。  現状すべて書類で管理しており、データができておらず、すべて手作業で管理しているため、まずは管理コストダウンを実施します。  お客様の生産性向上に長く貢献できる信頼性の高い部品 を提供し、そして、そのサポートを十分に供給できる体制を強化します。当社はデジタル技術を導入し、情報発信体制を構築し、ソリューションを製造業に提供して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役社長が承認。  取締役会ではないため、意思決定機関は代表取締役社長の承認です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX 戦略について | | 公表日 | 2025年　　2月　　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://www.hawk-proceed.com//files/libs/1228//202502281352383454.pdf  P1  2. DX 戦略概要 | | 記載内容抜粋 | ① 動画制作能力の強化  動画撮影・編集できる人材を、採用・育成し、以下の様に動画活用を推進します。  販促用動画の供給体制を強化。電子化・動画化してオンラインで公開。  採用活動の動画利用促進。動画で分かる社員・業務紹介。  中国での加工の様子を動画化。  ② 社内業務の効率化  現在、伝票処理を紙で行っており、会社での作業・客先への直接のお届けが必要であったことから、事務処理の負荷が増大していました。「クラウド」を導入。同サービスでは「工程管理」「見える化」「帳票管理」「在庫管理」「見積もり管理」の5つの製造DXアプリケーションをクラウド上で利用し、効率化を図ります。  クラウド業務管理で働き方変革につながるペーパーレス化を実現し、クラウド上で伝票処理ができるので、端末があればどこでも承認可能になり、客先へはIDで管理された伝票をPDF送付できるので時間短縮につながり人材不足に対応していきます。  また、図面を図番で管理を行い、現在だと資料倉庫からさがしているものを、システムで管理し、リピート品や類似品にも即時対応していく。  社内システムを最適化し、業務の効率化をはかり、信頼性の高いお見積りを迅速に行う体制を構築します。そのために、提携工場からの見積りを一気通貫したシステム上の情報連携の展開を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役社長が承認。  取締役会ではないため、意思決定機関は代表取締役社長の承認です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.hawk-proceed.com//files/libs/1228//202502281352383454.pdf  P2  3. DX 推進体制 | | 記載内容抜粋 | ホーク・プロシード株式会社代表取締役社長を実務責任者とします。  また、クラウドシステム導入・動画の撮影・編集は教育を行い、新規採用も進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.hawk-proceed.com//files/libs/1228//202502281352383454.pdf  P2  3. DX 推進体制 | | 記載内容抜粋 | クラウドシステムの利用により、横断的な業務システムを内製的に構築することで、在宅ワークでも、迅速な情報共有が可能な環境を整える。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社における DX 戦略について | | 公表日 | 2025年　　2月　　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 4. 達成度を測る指標  https://www.hawk-proceed.com//files/libs/1228//202502281352383454.pdf  P2 | | 記載内容抜粋 | 取り組み達成の指標（戦略KPI）として、下記を設定しています。  １、業務効率化による：新規取引企業数  ２、IT化の促進：テレワーク率  ３、デジタル人材の育成：資格取得数  ※業務の効率化により作業時間の削減も期待できることから戦略の達成度を測る最も重要な指標としては新規取引先の獲得数をその指標としております。  ※ITパスポートなどの情報処理検定の取得率を2年以内に50%にする。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　2月　　28日 | | 発信方法 | https://www.hawk-proceed.com//files/libs/1228//202502281352383454.pdf  P1 | | 発信内容 | 代表取締役社長名義でDX戦略を公表。  事業において、「DX」の発想のもと、既存事業の変革や新規事業の創出に挑戦していくことや、時代の急激な変化に対応しつつ、お客様の生産性向上に長く貢献できる信頼性の高い部品 を提供し、そして、そのサポートを十分に供給できる体制を強化します。当社はデジタル技術を導入し、情報発信体制を構築し、ソリューションを製造業に提供する方針。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　　1月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | Security Action制度に基づき２つ星の自己宣言を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。